地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|

別表第五（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

| 所属地方整備局 | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 所掌事務 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 関東地方整備局 | 国営昭和記念公園事務所 | 立川市 | 皇居外苑、新宿御苑及び明治記念大磯邸園 | 整備 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

別表第五（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

| 所属地方整備局 | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 所掌事務 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 関東地方整備局 | 国営昭和記念公園事務所 | 立川市 | 皇居外苑及び新宿御苑 | 整備 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○文部科学省告示第十号**

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月九日

文部科学大臣　林　芳正

| 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 | 指定をした日 | 指定の有効期間 | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 |
|---|---|---|---|---|
| 男の肖像 | 平成三十年一月二十九日 | 平成三十年一月二十九日から同年十月三十一日まで | 株式会社中日新聞社東京本社<br>文化事業部部長　古田　真一<br>東京都千代田区内幸町二―一―四 | 独立行政法人国立美術館国立新美術館<br>東京都港区六本木七―二十二―二<br>平成三十年二月十四日から同年五月七日 |
| | | | 独立行政法人国立美術館国立新美術館<br>館長　青木　保<br>東京都港区六本木七―二十二―二 | 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館<br>福岡県太宰府市石坂四―七―二<br>平成三十年五月十九日から同年七月十六日 |
| | | | 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館<br>館長　島谷　弘幸<br>福岡県太宰府市石坂四―七―二 | 名古屋市美術館<br>愛知県名古屋市中区栄二―十七―二十五　芸術と科学の杜・白川公園内<br>平成三十年七月二十八日から同年九月二十四日 |